

令和4年度

一般会計歳出 第10款1項1目建築行政総務費 12節委託料

受付番号

種目番号

連絡先

委託担当

建築局 建築指導課 建築安全担当

電話 671-4539

## 設 計 書

1 委 託 名

特定建築物等の定期報告対象建築物調査業務委託

2 履 行 場 所

横浜市内

横浜市建築局建築指導課

3 履 行 期 間

または期限

■期間 契約締結日から令和4年12月23日まで

4 契 約 区 分

□確定契約

■概算契約

5 その他特約事項

別添仕様書のとおり

6 現 場 説 明

■不要

□要 ( 月 日 時 分 場所 )

7 委 託 概 要

(1) 建築物調査業務

(2) データシート等作成業務

(3) 打ち合わせ協議

8 部 分 払

す る

しない

部 分 払 の 基 準

業務内容	履行予定月	月数	単位	単価(円)	金額(円)
特定建築物等の定期報告対象建築物調査業務委託					

<b>委託代金額</b>	
(概算金額)	. -
<hr/>	
内 訳 業 務 価 格	. -
<hr/>	
消費税及び地方消費税相当額	. -
<hr/>	

## 内 訳 書

業務内容	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
直接調査費					
1 建築物調査業務					
(ア) エリア調査	(180)	件			
(イ) 検査済調査	(90)	件			
2 データシート等作成業務					
データシート等作成業務	(270)	件			
3 打ち合わせ協議					
業務着手時打ち合わせ	1	回			
中間報告	1	回			
成果物納品時報告	1	回			
小計					直接調査費合計
諸経費	1	式			
合 計					
委託価格					
消費税及び地方消費税相当額					消費税10%
委託代金額					

※概算数量の箇所は、数量及び金額を()で囲む

# 特定建築物等の定期報告対象建築物調査業務委託仕様書

横浜市建築局  
建築指導部建築指導課

## 1 本業務委託の目的

既存建築物の安全確保を図るため、建築基準法第 12 条に基づく定期報告が必要となる建築物の所有者等に対しては、その提出を求める通知を送付している。しかし、既存建築物の利用形態が変更されると、これに伴い当該建築物の定期報告の対象に係る判定も変更になることがあるため、現況の利用形態に基づいて対象を把握することが必要である。

以上を踏まえ、本業務委託では、現況で定期報告の対象となる既存建築物を特定、把握することを目的とする。

## 2 履行期間

契約締結の日から令和 4 年 12 月 23 日まで

## 3 本業務委託の内容

本市が指定する調査エリア（別添資料 1：調査エリア図参照）及び令和元・2 年に検査済証が交付された建築物（別添資料 2：検査済証等交付建築物リスト参照）のうち、定期報告の対象となる可能性のあるものを抽出し、現地調査及び建築物の所在する敷地の地名地番と登記事項の調査を行う。また、これらの情報について、本市が提供する参考様式（別添資料 3：データシート参考様式参照）に基づいてデータシート化を行う。

具体的には、以下(1)、(2)及び(3)の業務を行うこととする。

### (1) 建築物調査業務

#### ①調査対象

ア 本市が指定する調査エリア（おおむね 180 棟分）

提供資料：対象エリアの建物登記情報「別添資料 4：登記情報データサンプル」

イ 令和元年及び 2 年に検査済証が交付された建築物（おおむね 90 棟分）

提供資料：「別添資料 2：検査済証等交付建築物リスト」及び建築物情報データ  
※調査箇所は別途協議。

#### ②調査方法

提供資料に基づき、定期報告が必要となる建築物について現地調査を行い、外観や看板等を基に建築物の階別の用途等を調査する。また、この調査による情報を反映し、定期報告の対象に係る判定を確定する。

## (2) データシート等作成業務

建築物情報データ、(1)建築物調査業務で得られた情報及び判定結果を整理し、**データシート**を作成する。データシートは、別添資料3：データシート参考様式に基づいて Microsoft Excel により作成すること。なお、データシート作成に際し、3 (1)①ア及びイのデータはそれぞれ別の Microsoft Excel ファイルにて作成すること。

また、定期報告が必要及び必要となる可能性がある建築物について、**所在地のプロット地図 (S=1:1500 程度)**を作成する。なお、データシートとプロット地図は番号で紐付けができるようにすること。

加えて、本市が提供する登記情報データ（別添資料4：登記情報データサンプル参照）に基づき、定期報告が必要となる可能性のある建築物の所有者の**氏名及び住所（地番・家屋番号と住居表示）、郵便番号**等についてデータシートに整理する。

なお、データシートを作成する際は、各種情報をソート、抽出することが可能なものとする。

## (3) 打ち合わせ協議

受託者と本市で協議の上、適当な日時を決定し、業務着手時及び成果物納品時に打ち合わせ並びに中間報告を行う。中間報告では、受託者が本業務の履行状況等の報告を本市に行う。

## 4 成果品

本業務終了後、以下の成果品を、電子データを記録媒体 (CD-R) で記録したもの 1 部を提出すること。なお、成果品、作成した資料及びその著作権は横浜市の所有とする。

- (1) 本調査業務の結果の概要を記載した報告書
  - ・業務名、履行箇所、契約期間、委託者及び受託者、調査の時期等
- (2) 本業務により作成したデータシート
  - ・建物名称、定期報告書の判定（要・否・不明）、所在地（住所、地名地番、家屋番号）、階別用途と登記上床面積、所有者名、所有者郵便番号・住所、備考等を記載したもの。
- (3) 情報精査を行った建築物のプロット地図（定期報告対象判定の要・不明判定の建物）

## 5 準拠する関係規定

本委託業務の実施にあたり、設計図書及び本仕様書によるほか、以下の関係規定に準拠して行うものとする。

- (1) 横浜市委託契約約款
- (2) 横浜市個人情報の保護に関する条例
- (3) 個人情報取扱特記事項
- (4) 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

## 6 留意事項（注意事項）

- (1) 本調査業務の遂行にあたっては、業務目的を十分満足するよう、適宜担当職員と協議、検討及び必要事項の報告を行うこと。
- (2) 本市が提供するデータ（個人情報に関するものを含む）について、以下を遵守すること。
  - ア 電子データについては、電子媒体（CD-R 等）を用いた手渡しでのやり取りのみに留め、E-メール等ネットワークを媒介したやり取りを行わないこと。
  - イ 個人情報を含むデータを電子媒体（CD-R 等）により受け渡す場合は、パスワードで保護すること。紙媒体により受け渡す場合は、紛失等による流出を防ぐための措置を講ずること。
  - ウ 業務履行後、横浜市が提供した電子データ及び紙媒体を速やかに返却すること。  
また、業務履行に当たり複製等を行ったデータについては、紙媒体のものは速やかにシュレッダーで裁断し、電子媒体のものは完全に削除する等の処置により適切に破棄を行い、その旨を担当職員へ報告すること。

- (3) 現地調査時は、以下の点に留意すること。
- ア 受託者は、調査に先立ち調査員に対して研修(個人情報に関するものを含む)を行うこと。
  - イ 調査員は、本市が発行する本業務委託の調査員であることの証明書を携帯すること。  
また、証明書の管理は受託者が行うこと。
  - ウ 調査員は、調査時等に市民からの問い合わせ等があった場合は適切に対応すること。  
また、調査員は、トラブルがあった際は速やかに業務責任者に報告のうえ対応を協議し、業務責任者は遅滞なく担当職員にその旨を報告し、必要な指示を受けること。
  - エ 調査時の行動や服装には十分に留意し、市民に誤解を与えないよう努めること。
  - オ 調査中は、書類の混入や紛失が発生しないよう十分に注意すること。
- (4) 受託者は、業務上知りえた秘密を、履行期間中だけでなく、履行期間終了後も守らなければならない。
- (5) 通信費、交通費、郵送費、事務用品費等の事務経費については、受託者の負担とする。
- (6) 受託者は、業務の実施に当たり、作業員に対する労働基準法、労働安全衛生法及びその他関連法規に関する一切の責を負うこと。

以上

別添資料1：調査エリア図 戸塚駅周辺

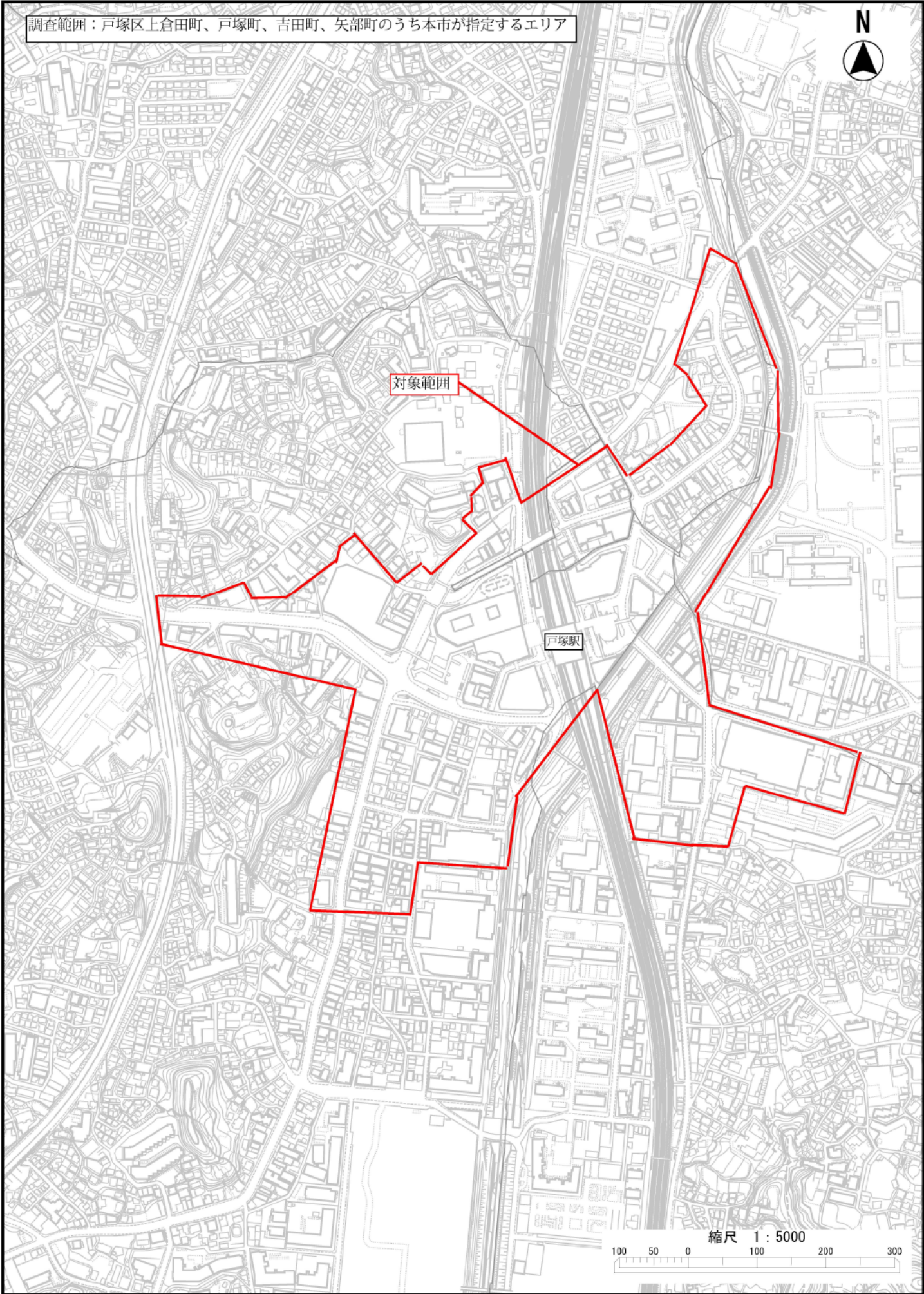
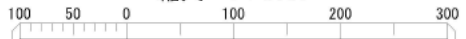
調査範囲：戸塚区上倉田町、戸塚町、吉田町、矢部町のうち本市が指定するエリア



対象範囲

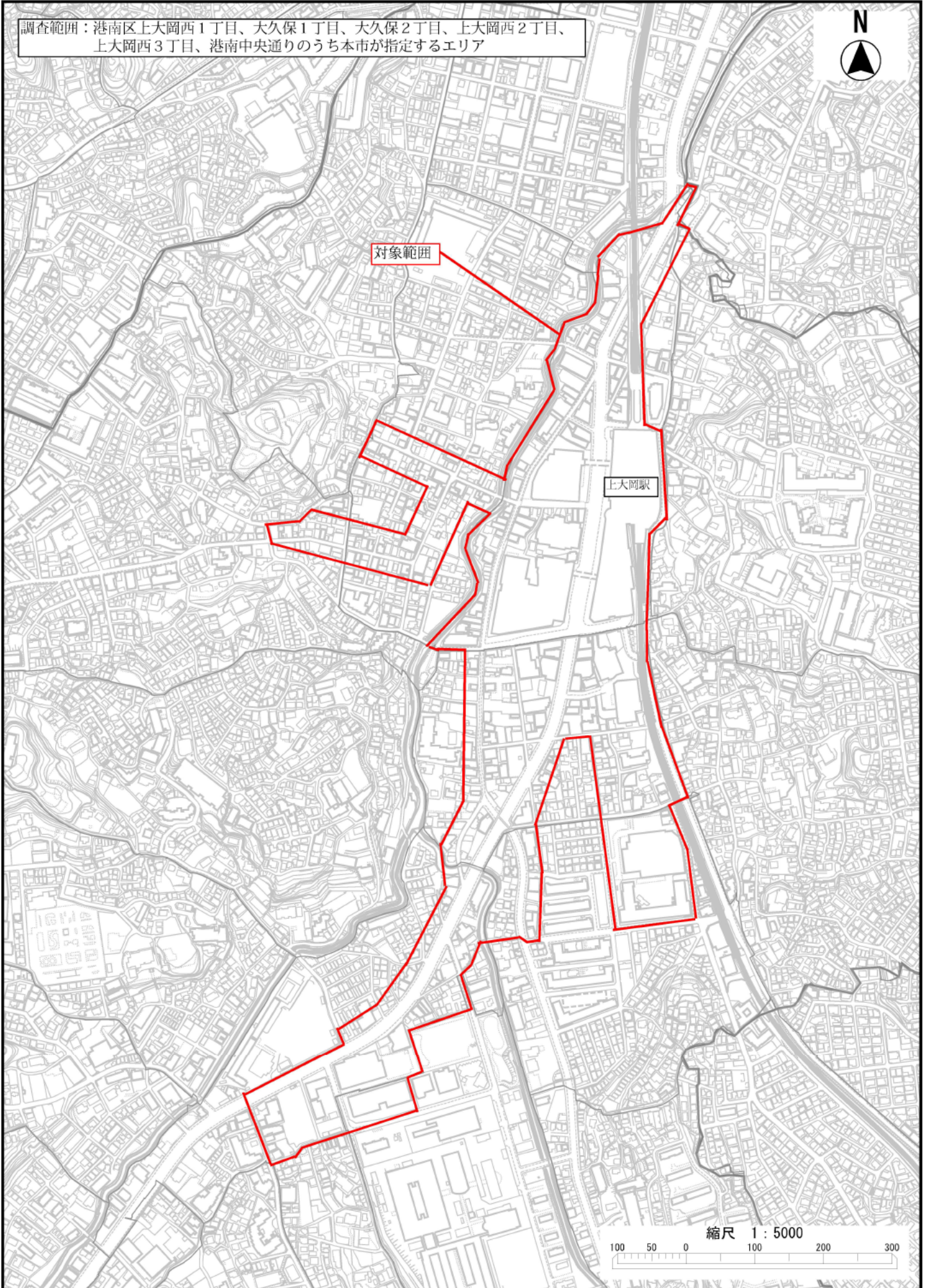
戸塚駅

縮尺 1 : 5000



別添資料1：調査エリア図 上大岡駅周辺

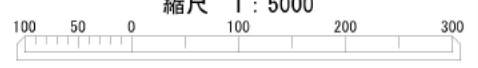
調査範囲：港南区上大岡西1丁目、大久保1丁目、大久保2丁目、上大岡西2丁目、上大岡西3丁目、港南中央通りのうち本市が指定するエリア



対象範囲

上大岡駅

縮尺 1 : 5000









別添資料4：登記情報データサンプル

更新 フラグ	前回との 比較結果	N o.	建物名称	所在地	所在1(区)	所在1(通り・町)	所在1(番地)	不動産番号	町名	番地
		01中区〇〇町_〇〇		横浜市中区〇〇町三丁目 〇〇番地	中	〇〇町三丁目	〇〇番地	2.00E+11	横浜市中区〇〇町	
		01中区〇〇町_〇〇		横浜市中区〇〇町一丁目 〇〇番地	中	〇〇町一丁目	〇〇番地	2.00E+11	横浜市中区〇〇町	
		01中区〇〇町_〇〇		横浜市中区〇〇町一丁目 〇〇番地、〇〇番	中	〇〇町一丁目	〇〇番地、〇〇番地	2.00E+11	横浜市中区〇〇町	
		01中区〇〇町_〇〇		横浜市中区〇〇町一丁目 〇〇番地	中	〇〇町一丁目	〇〇番地	2.00E+11	横浜市中区〇〇町	

家屋番号	用途	構造	構造(記 載)	階_面積	地上(階数)	地下(階数)	面積(地上1)	面積(地上2)	面積(地上3)	面積(地上4)
〇〇番〇	店舗	木造	〇〇建	150	4		〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
〇〇番〇	店舗	鉄筋コンクリート造	〇〇建	500	5	1	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
〇〇番〇	店舗 事務所	鉄筋コンクリート鉄骨造	〇〇建	600	4		〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
〇〇番〇	店舗 居宅	鉄筋コンクリート造	〇〇建	1000	3		〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

面積(地 下1)	面積(地下2)	面積(地下3)	面積(地下4)	面積(地下5)	新築時期	経過	所有者住所1	所有者氏名1	持分1	登記受付日1
〇〇							横浜市中区 横浜市中区 横浜市中区	株式会社〇〇 株式会社〇〇 株式会社〇〇 〇田 〇雄	持分〇〇分の〇〇	昭和〇〇年〇〇月〇〇日受付 平成〇〇年〇〇月〇〇日受付 平成〇〇年〇〇月〇〇日受付

所有者住 所2	所有者氏名 2	持分2	登記受付日 2	所有者住所3	所有者氏名3	持分3	登記受付日3	建物名称1	建物名称2	建物名称3
東京都〇〇	〇〇	持分〇〇分の〇〇		横浜市中区	〇〇 〇子	持分〇〇分の〇				

# 個人情報取扱特記事項

(平成27年10月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市(以下「委託者」という。)がこの契約において個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ。)を取り扱わせる者(以下「受託者」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等(特定個人情報を取り扱わせる者にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例を含む。以下同じ。)を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、個人情報を取り扱う場所及び個人情報を保管する場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による事務の処理に従事している者に対し、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するにあたって委託者から提供された個人情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、受託者の管理下において使用する場合はこの限りではない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等(複写及び複製したものを含む。)について、作業場所の外へ持

ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報から自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 受託者は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うものとする。

3 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、受託者及び再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに委託者が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、前項の約定において、委託者の提供した個人情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

(資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(報告及び検査)

第10条 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修の実施及び誓約書の提出)

第12条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める研修を実施させ、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を受託者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による事務を処理するために受託者又は再受託者が取り扱う個人情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。

個人情報保護に関する誓約書

(提出先)

横浜市長

横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事するにあたり、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を受講しました。

横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等及び個人情報取扱特記事項を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことを誓約いたします。

研修受講日	所 属	担 当 業 務	氏 名 (自署又は記名押印)

年 月 日

(提出先)

横浜市長

(提出者)

団体名

責任者職氏名

### 研修実施報告書

横浜市個人情報の保護に関する条例第17条第1項の規定に従い、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙個人情報保護に関する誓約書(様式1)(全 枚)のとおり提出いたします。

引き続き個人情報の漏えい等の防止に取り組んでいきます。

## 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

(情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 この特記事項(以下「特記事項」という。)は、委託契約約款(以下「約款」という。)の特記条項として、電子計算機処理等(開発、運用、保守及びデータ処理等をいう。)の委託契約に関する横浜市(以下「委託者」という。)が保有する情報(非開示情報(横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第7条第2項に規定する非開示情報)をいう。以下同じ。))及び非開示情報以外の情報をいう。以下同じ。))の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

2 情報を電子計算機処理等により取り扱う者(以下「受託者」という。)は、情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を遂行するための情報の取扱いにあたっては、委託者の業務に支障が生じることのないよう、情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による業務に係る情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、情報の適正な管理を実施する者として管理責任者を選定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、電子計算機を設置する場所、情報を保管する場所その他の情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による業務に従事している者(以下「従事者」という。)に対し、この契約による業務に関して知り得た非開示情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による業務を遂行するために情報を収集するときは、当該業務を遂行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る情報を、当該業務を遂行する目的以外の目的で利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を遂行するに当たって委託者から提供された、非開示情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下、「非開示資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、契約による業務を効率的に処理するため受託者の管理下において使用する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合は、受託者は、複写又は複製した資料の名称、数量、その他委託者が指定する項目について、速やかに委託者に報告しなければならない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示資料等を作業場所の外へ持ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による業務を遂行するために得た非開示情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の規定により非開示情報を取り扱う業務を再委託する場合は、当該再委託を受けた者(以下「再受託者」という。)の当該業務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うとともに、第1条第2項に定める基本的な情報の取扱いを再受託者に対して課し、あわせて第2条の規定を再受託者に遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

3 受託者は、前項の再委託を行う場合は、受託者及び再受託者が特記事項を遵守するために必要な事項及び委託者が指示する事項を再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、再受託者に対し、当該再委託による業務を遂行するために得た非開示情報を更なる委託等により第三者に取り扱わせることを

禁止し、その旨を再受託者と約定しなければならない。

(非開示資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 前項ただし書の場合において、委託者が当該非開示資料等の廃棄を指示した場合、廃棄方法は焼却、シュレッダー等による裁断、復元困難な消去等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。

3 第1項の場合において、受託者が正当な理由なく指定された期限内に情報を返還せず、又は廃棄しないときは、委託者は、受託者に代わって当該情報を回収し、又は廃棄することができる。この場合において、受託者は、委託者の回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、委託者の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならない。

(報告及び検査)

第10条 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、受託者に対して、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、委託者の提供した情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による業務のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセス等の事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(引渡し)

第12条 受託者は、約款第28条第2項の規定による検査(以下「検査」という。)に合格したときは、直ちに、契約の履行の目的物を納品書を添えて委託者の指定する場所に納入するものとし、納入が完了した時をもって契約の履行の目的物の引渡しを完了したものとする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による業務を遂行するために受託者又は再受託者が取り扱う非開示情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えい、滅失、き損及び改ざんがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、この契約による業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 委託者は、受託者が特記事項前条の規定による検査に不合格となったときは、この契約を解除することができる。

(著作権等の取扱い)

第14条 この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いについては、約款第5条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(第二次著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利を、目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、この契約により作成される目的物を改変し、任意の著作者名で任意に公表できるものとする。

(3) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができないものとする。

(4) 受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は、委託者に対し、当該著作物について、委託者が契約の履行の目的物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、著作物の利用について設計図書で別段の定めをした場合には、その図書の定めに従うものとする。

3 受託者は、この契約によるすべての成果物が、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。ただし、委託者の責に帰すべき事由を起因として権利侵害となる場合は、この限りではない。